

社会福祉センター地域交流スペース運営（案）

※ 以下は、モデルとして提示したものであり、政策決定したものではありません。

※ 事業内容はサウンディング調査及び社会福祉センター事業内容検討会提言書（資料 6）等を参考に今後、検討・決定していきたいと考えています。

サウンディング調査で伺いたいこと

- ・ 事業者公募に参加しやすくなるためのご意見や、市場性の有無
- ・ 運営方法や委託料を含めた事業提案
- ・ 業者決定から委託開始までの準備期間についてのご意見及び委託期間
- ・ 事業実施フロアや運営時間、既存設備活用についてのご意見
- ・ 市内事業者活用の工夫や東村山市の特色を出すためのアイデア
（例：地域性を考慮し、多くの人が集える魅力あるスペースにするためのアイデア）

1 件名

地域交流スペース運営事業

2 委託期間（現時点での想定期間）

平成 31 年 10 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日の 4 年 6 か月とする。

3 想定委託料

- ・ 平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで 50 万円
- ・ 平成 32 年 4 月 1 日以降 年 100 万円

4 地域交流スペース運営の業務内容

（1）実施要件

- 1) 地域住民が交流できるスペースを 20 名分程度確保すること
例) 喫茶スペースとして机+椅子 20 脚
- 2) 市が指定する中間就労者（注）を 1 名雇用すること
- 3) 可能であれば東村山市としての特色がある事業を実施すること
例) 郷土料理の提供や市内で製造された商品の販売等

（2）実施場所

東村山市立社会福祉センター内 地域交流スペース（資料 4 参照）

場所：東村山市諏訪町 1-3-10

(3) 面積

建築面積 約 144 m²…別紙図面から計算された数値であり、実際とは異なることがあり、現状優先とします。

(4) 営業日・営業時間

東村山市立社会福祉センター条例における社会福祉センター集会施設開館日及び開館時間内（休館日（12/28～1/3）を除く午前9時～午後10時）とする。

ただし、午前10時～午後5時までは営業すること。

(5) 駐車場

敷地内2台を専用スペースとして利用可能

5 費用負担

委託業者の負担する経費は下記のとおり。下記以外は市の負担とする。経費の負担について疑義が生じた場合は両社で協議の上決定する。

(1) 行政財産使用許可に係る賃借料 約 713,000 円/年

(土地 713,000 円＋建物 0 円) (H28 年度路線価で試算)

(2) 光熱水費 (面積按分)

(3) 委託業者が設置した機器の保守、修繕等維持管理費経費

(4) 本事業で生じた廃棄物の処理

6 その他

委託業者は本事業実施にあたり必要となる各種手続き（営業許可申請、衛生措置、火気取扱責任者の設置等）を行う事。

7 経営状況の報告

委託業者は、本事業に関する会計を市に対して明らかにせねばならず、市の申し出があった場合は経営状況報告書（損益計算書その他の必要書類）を市に提出しなければならない。委託業者は市が経営状況報告書に必要な証拠書類の提示を求めたときにはこれに応じなければならない。

注) 中間的就労者について

市が実施している『ほっとシティ東村山』における就労準備支援事業（職歴がなかったり、ブランクがあったりと一般就労への準備が必要な方に対して、個々の状況に応じた支援を実施し、一般就労へ繋いでいく支援事業）の登録者で、中間的就労にて

支援を行うことが適当であると支援員により判断された者(以下、「対象者」という)。
なお、就労にあたっては、対象者に合わせた業務調整(仕事の切り出しや時間等の調整)を『ほっとシティ東村山』と雇用者が協議の上行い、作業については雇用者が定期的なサポートを行うものとする。対象者の給与は雇用者が支払うが、有償ボランティア扱いとして雇用する場合は最低賃金の制限は受けない。

雇用側にて継続雇用が困難であると判断した場合、『ほっとシティ東村山』と協議し、処遇を決定する。また、中間的就労の必要がなくなった等の理由により『ほっとシティ東村山』の判断で雇用の終了を依頼する場合は、終了予定日の1か月前までに雇用者へ伝達する。なお、これら理由により退職となった場合は、適宜新しい人員を配置する。)